脱炭素経営宣言登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、府内事業者が脱炭素経営に取り組むための宣言を行い、宣言した事業者に対する様々な支援を通じて、脱炭素化の取組みを促進する制度（以下「本制度」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（宣言事業者）

第２条　府内に事業所を有し、脱炭素経営を宣言する事業者は、様式１「脱炭素経営宣言登録申請書」（以下「申請書」という。）を大阪府に提出する。

　２　大阪府は、申請書の審査を行い、審査基準を満たした事業者（以下「宣言事業者」という。）に対して、登録証を発行し、大阪府ホームページにて公表する。

　３　登録期間は、登録日から2030年度末とする。

　４　宣言事業者は、脱炭素経営の実践に努めるとともに、大阪府が実施する調査に協力することにより、取組の実施状況を報告する。

　５　脱炭素経営宣言を登録するにあたっての費用は徴収しない。

（登録内容の変更）

第２条の２　大阪府ホームページにて公表している登録内容について変更しようとする宣言事業者は、様式２「脱炭素経営宣言登録内容変更届出書」を大阪府に提出する。

（支援内容）

第３条　大阪府は、商工会議所や地域の金融機関等の関係機関と連携して、宣言事業者の取組状況に応じて、各項に示す適切な支援を行う。

（１）CO2排出量の見える化ツールの提供及び紹介

（２）省エネ診断の紹介

（３）再エネ電気の紹介

（４）省エネ及び創エネ機器の紹介

（５）補助金及びESG融資に関する情報提供

（６）大阪府気候変動対策の推進に関する条例に関わる届出書の作成支援

（７）その他必要となる支援

（宣言の取消）

第４条　宣言事業者が、宣言を取り消す場合は、その旨を大阪府に届け出なければならない。

２　本要綱を遵守しないとき又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、大阪府は当該事業者の登録を取り消すことができる。

（１）法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合

（２）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は網力団員を利用したと認められる場合

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

（５）団体、事業者等が解散又は破産した場合

（事務局）

第５条　事務局を大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に置く。

（その他）

第６条　本要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、大阪府が別に定める。

　　 附　　則

この要綱は、令和５年３月29日から施行する。

　　附　　則

この要綱は、令和５年９月５日から施行する。